

水道使用（ 申込書・ 中止届）

※申込書又は中止届のどちらかを選択してください。

お申し込み日：令和 年 月 日

厚岸町長 三浦克宏 様

- 水道を使用したいので、厚岸町水道事業給水条例、同条例施行規程及び裏面・別紙の記載事項に同意し、申し込みます。
- 次のとおり、
 水道の使用を中止したいので届け出ます。 （給水装置を撤去します。）

※ご使用住所に下水道が設置されている場合は、この届で下水道も使用開始又は中止となります。
 ※太枠の中のみ記入してください。 欄内は、必ず記入してください。

申 請 者		〒 <input type="text"/> ※アパート等は建物名や部屋番号まで記入してください。	
住 所			
氏 名		フリガナ	あなたからみて 使用者との関係
電 話 番 号			
（※1申請者住所と同じ場合は不要。※2申請者氏名と同じ場合は不要。※3申請者電話番号と同じ場合は不要。）			
使 用 内 容	※1 使用住所	厚岸町 ※アパート等は建物名や部屋番号まで記入してください。	
	※2 使用者（請求先）	フリガナ	
	※3 電話番号		
	使用開始日（使用中止日）	令和 年 月 日 から使用（時分より） ※同日で入居者が入れ替わる場合等は記入してください。	
	使用内容	<input type="checkbox"/> 家事用 <input type="checkbox"/> 農業用 <input type="checkbox"/> 臨時用 <input type="checkbox"/> 業務用 <input type="checkbox"/> 浴場営業用	
	お支払い方法	※いずれかをチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 納付書 <input type="checkbox"/> 集金 <input type="checkbox"/> 口座振替（金融機関： <input type="text"/> ） （※口座振替をご希望の場合、金融機関の窓口へ申し出てください。）	
納付書等 （転居等 発送・連絡先）	（※申請者各欄・使用内容各欄と納付書発送・連絡先（転居・連絡先）が異なる場合）		
	発送・連絡先（転居先）住所	〒 <input type="text"/> ※アパート等は建物名や部屋番号まで記入してください。	
	発送・連絡先（転居先）宛名		
	電話番号		

※住居等の取壊しの際は、厚岸町指定給水装置工事業者に依頼して速やかに給水装置の撤去をお願いします。

※水道課使用欄（下の欄には、お客様は記入しないでください。）

メーター口径	水栓番号	使用者番号	受 付 印
<input type="checkbox"/> φ13	メーター番号		
<input type="checkbox"/> φ20	検満年月日	年 月（メーカー： <input type="text"/> ）	
<input type="checkbox"/> φ25	開閉栓時指針	m ³	
<input type="checkbox"/> φ40	作業日時等	年 月 日 使用者等立会有・無	
<input type="checkbox"/> φ50	作業者氏名		
<input type="checkbox"/> φ75	料金決定	年 月分 から まで <input type="checkbox"/> 半月調定	
特記事項			

台帳入力	年 月 日	担当	確認
<input type="checkbox"/> 開栓入力 <input type="checkbox"/> 使用入力 <input type="checkbox"/> 閉栓入力 <input type="checkbox"/> 中止入力 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 撤去			

(別記様式第6号 裏面)

水道使用にあたっての留意事項について

条例	厚岸町水道事業給水条例
規程	厚岸町水道事業給水条例施行規程

- 1 水道の使用をやめるとき、用途を変更するとき、使用者の住所・氏名に変更があったときは、速やかに、水道課業務係に届け出てください。
(条例第13条、第17条、規程第15条、第21条)
- 2 水を汚染または漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは直ちに水道課業務係へ届け出てください。
(条例第19条)
- 3 水道使用量の検針は、毎月25日から月末までの期間で行いますが、転居、転出、その他、厚岸町水道事業給水条例施行規程に定める事由による場合は検針期間を変更することがあります。
(条例第23条、規程第25条)
- 4 水道料金は、厚岸町水道事業給水条例第22条の規定により算定します。料金が改定になったときは、改定した年月日から適用になります。
(条例第22条)
- 5 水道料金は、納付期限までに納付してください。
納付方法については、水道課業務係へお問い合わせください。
(規程第28条)
- 6 水道料金を納入しないときは、給水を停止することがあります。
(条例第33条)
- 7 その他、厚岸町水道事業給水条例及び関係法令の規定を守ってください。
- 8 正当な理由がなく使用水量の計量を拒んだり、「2」に書かれている管理を怠った場合や、詐欺その他不正の行為により料金の徴収を免れたときは条例に定めた過料に処することとなります。
(条例第35条、第36条)

厚岸町水道事業給水条例、厚岸町水道事業給水条例施行規程の全文は窓口配置しているほか、ホームページからもご覧いただけます。
※ホームページアドレス

- 料金表と用途区分は、別紙のとおりです。
- 料金などが変わったときは、広報・ホームページでお知らせします。

厚岸町水道課業務係
連絡先 0153-52-3131

(別記様式第6号 別紙)

【水道料金表】

用途	基本料金(1月につき)		水量料金(円/1立方メートルにつき)		
	メーターの口径 (ミリメートル)	金額(円)	水量区分(立方メートル)		
			10以下	11以上20以下	21以上
家事用	13	1,133	198	275	297
	20	1,133			
	25	2,200			
	40	4,719			
	50	9,966			
	75	17,479			
業務用	13	1,133	198	275	363
	20	1,133			
	25	2,200			
	40	4,719			
	50	9,966			
	75	17,479			
農業用	13	1,133	198	275	187
	20	1,133			
	25	2,200			
	40	4,719			
	50	9,966			
	75	17,479			
浴場営業用			132		
臨時用	メーターを使用するとき	1,133	572		

【下水道料金表】

用途	基本料金 (1月につき)		超過料金 (円/1㎡につき)
	使用水量	金額(円)	
	一般用	4㎡まで	770
5㎡から 8㎡まで		1,540	—
9㎡以上		1,540	198
浴場営業用		33	

※ この料金表は、10%の消費税を含んでいます。

※ 月の使用日数が15日未満の場合は、基本料金2分の1。

※ 水道料金、下水道使用料が改定されるときは、広報で周知されます。

【水道料金の用途区分】

(条例第22条、規程第24条)

用途区分	
家事用	貸間、アパート、寮を含む家庭の用に水道を使用するもの
業務用	小売業、旅館、ホテル、料理店、飲食店、食堂、理容業、美容業、パチンコ店、サウナ風呂、ガソリンスタンド、官公署、学校、会社、病院、医院、プール、公園、法人、団体、個人の事務所、製氷工場、加工場、製造工場、その他これらに類する用に水道を使用するもの
農業用	酪農業、畜産業、牧場業、農作物の栽培業、その他これらに類する用に水道を使用するもの
浴場営業用	公衆浴場に水道を使用するもの
臨時用	工事、その他臨時に水道を使用するもの

●下水道使用料については、浴場営業用以外は一般用となります。

(厚岸町公共下水道条例第16条)